

豊川市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○豊川市空家等の適切な管理に関する条例 令和2年3月30日条例第17号</p> <p>(公表)</p> <p>第5条 市長は、<u>法第22条第3項</u>の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由がなくて当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>(1) 命令に従わない所有者等の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 命令の対象となった特定空家等の所在地</p> <p>(3) 命令の内容</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる所有者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>	<p>○豊川市空家等の適切な管理に関する条例 令和2年3月30日条例第17号</p> <p>(公表)</p> <p>第5条 市長は、<u>法第14条第3項</u>の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由がなくて当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>(1) 命令に従わない所有者等の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 命令の対象となった特定空家等の所在地</p> <p>(3) 命令の内容</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる所有者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>